

○印旛郡市広域市町村圏事務組合行政組織規則

昭和 57 年 4 月 1 日

規 則 第 1 号

| | | | | |
|----|-----------------|---------|----------------|---------|
| 改正 | 平成10年 3 月 31 日 | 規則第 1 号 | 平成12年12月26日 | 規則第 3 号 |
| | 平成14年 3 月 22 日 | 規則第 2 号 | 平成15年 2 月 14 日 | 規則第 3 号 |
| | 平成19年 3 月 28 日 | 規則第 4 号 | 平成22年 7 月 26 日 | 規則第 5 号 |
| | 平成26年 4 月 1 日 | 規則第 2 号 | 平成27年 4 月 1 日 | 規則第 7 号 |
| | 令和 5 年 8 月 31 日 | 規則第 6 号 | | |

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、印旛郡市広域市町村圏事務組合組織条例（昭和 47 年条例第 3 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき管理者の権限に属する事務を処理するための組織及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 292 条において準用する法第 171 条第 5 項の規定により会計管理者の権限に属する事務を処理するための組織について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 前条に規定する組織を分けて本庁機関及び出先機関とし、各機関の定義を次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 本庁機関 条例第 1 条に規定する事務局及び第 3 条に規定する課をいう。
- (2) 出先機関 前号に規定する本庁機関以外の機関で、法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき設置された公の施設を管理する機関をいう。

第 2 章 本庁機関

(課の設置)

第 3 条 条例第 1 条に規定する事務局に次の課を置く。

| | |
|-------|-------|
| | 課 名 |
| 事 務 局 | 管 理 課 |
| | 企 画 課 |

(会計係)

第 4 条 会計管理者の事務等を処理する組織として会計係を置く。

第 3 章 事務分掌

(課の事務分掌)

第 5 条 課の事務分掌は、次のとおりとする。

事 務 局

管 理 課

- (1) 公文書に関すること。
- (2) 人事に関すること。

- (3) 財務に関すること。
- (4) 議会に関すること。
- (5) 監査委員に関すること。
- (6) 統一採用試験に関すること。
- (7) 職員研修に関すること。
- (8) 軽費老人ホームA型の運営支援に関すること。
- (9) 情報公開制度の総括に関すること。
- (10) その他、他の係に属さない事務に関すること。

企 画 課

- (1) 各種広域的事業の調査、研究及び実施に関すること。
- (2) 広報紙等の企画編集発行に関すること。
- (3) 病院群輪番制方式による第二次救急医療機関運営事業に関すること。
- (4) 各種協議会等の事務に関すること。
- (5) 市町の連絡調整に関すること。

(会計係の事務分掌)

第6条 会計係の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 歳入歳出予算の収支及び決算に関すること。
- (2) 現金、物品の出納及び保管に関すること。
- (3) 現金及び財産の記録管理に関すること。
- (4) 支出負担行為の確認に関すること。
- (5) 指定金融機関等に関すること。

第4章 出先機関

(出先機関の種類及び所属)

第7条 削除

(出先機関の係の設置並びに所掌事務)

第8条 出先機関の係の設置並びに事務分掌は、別に定める。

第5章 職制

(本庁機関の職制)

第9条 事務局に局長を、課に課長を置く。

- 2 前項に規定するもののほか必要があるときは、事務局に次長、参事、技監並びに主幹、課長補佐、副主幹、主査及び主査補をおくことができる。
- 3 前2項に定めるほか課及び会計係に所要の職員を置く。

(職務)

第10条 局長は、上司の命を受け、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

- 2 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 課長は、所掌する事務に関し担当(所属職員が事務を担当することをいう。以下この条において同じ。)を指定する。
- 4 課長は、必要があると認めるときは、課の事務を分担して処理させるため、複数の職員からなる班を編成することができる。この場合において、課長は、

所属職員のうちから班の責任者として班長を指名するものとする。

5 次長、参事、技監、主幹、副主幹、主査及び主査補は、上司の命を受け、所掌事務を掌理する。

6 班長は、上司の命を受け、班に属する所属職員を指揮監督する。

7 前各項に定めるもののほか、職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

第 11 条 緊急を要する事務で分担事務が繁忙のとき又は重要特殊な事務については、各課は相互に援助し合わなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 印旛郡市広域市町村圏事務組合事務分掌規則（昭和 47 年規則第 3 号）は廃止する。

附 則（平成 10 年 3 月 31 日規則第 1 号）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 26 日規則第 3 号）

この規則は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 22 日規則第 2 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 2 月 14 日規則第 3 号）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条の規定により従前の例により在職する収入役の任期中は、この規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合行政組織規則第 4 条の規定は、適用せず、改正前の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成 22 年 7 月 26 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 22 年 3 月 23 日から適用する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日規則第 7 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 8 月 31 日規則第 6 号）

この規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。